

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	石田 京子
主 論 文 題 名 :				
自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想				
(内容の要旨)				
<p>本論文「自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想」の目的は、イマヌエル・カント (Immanuel Kant) 『人倫の形而上学』「法論の形而上学的定礎」(以下、「法論」と略記)を主要テキストとして、カントの提示する法 (Recht) 概念の基礎づけを解明することである。この目的のために、本論文は、二つの課題に取り組む。一つは、カント哲学全体において法哲学がいかなる位置におかれているのかを確定することであり、第I部で取り扱われる。もう一つは、「私法論」「公法論」における基本的な義務や原理の基礎づけを分析することによって、カント法哲学を、一つのアプリアリな体系として提示することである。このことが、第II部の主題である。</p> <p>カントの法哲学、および著作としての「法論」は、その哲学的な評価をめぐって、長いあいだ論争が続いてきた。というのも、法は、義務を義務の意識から履行することを求めず、国家などの外部的存在からの強制を許容するが、それがカントの道徳哲学の中核的思想と齟齬をきたすように考えられたからである。本論文は、先行研究の大半と同じく、カント道徳哲学 (実践哲学) と法哲学との関係を解明することによって、当該の問題を検討するが、その際、カント哲学における法哲学の体系上の位置づけを理解しようとするなら、次の二つの契機をふまえて考察することが必要であるという想定を立てている。</p> <p>一つ目の契機は、私以外の人間、つまり他の人の存在である。さまざまな義務の体系的な類別を目指す『人倫の形而上学』は、すべての人間を、私と他の人に区別するところから出発する。「法論」において他の人ということカントが念頭に置くのは、認識主体としての人ではない。カントの法哲学において、他の人は、私をなんらかの行為へと規定してくる者とみなされる。ある人が「それは自分のものだ」と言うとき、それは、「だれもそれを (自分の許可なく) 使用してはならない」という、行為への規定である。私だけでなく他の人もまた、私の行為を規定する存在者なのである。しかし、その規定をめぐり、私と他の人はしばしば対立し、衝突する。というのも、たいていの場合、私にとっての目的や利益は、他の人にとっての目的や利益ではなく、他の人が私にしてもらいたい/してほしくないことは、私にとってはかならずしもそうではない</p>				

からである。法は、私と他の人とのこのような（潜在的ないし顕在的な）対立関係と、その克服の問題を扱う。

もう一つの契機は、意志の自由である。意志の自由は、カント実践哲学においてもっとも重要な概念の一つであり、自律、すなわち純粹実践理性の自己立法のことを指している。カントの法哲学は、彼の実践哲学の一部として、すべての人の意志が自由であることを前提として議論を展開している。カントの法哲学の課題は、自由な意志を有する存在者であるかぎりでの人間にふさわしい法のあり方を探究することである。

これら二つの契機のうち、後者がカント法哲学の整合性と、そして哲学体系全体との連関を確保する契機であるのに対し、前者は、法哲学を他の領域から独立させる役割を果たしている。カント哲学全体、さらに言うとな彼の実践哲学の内部で、法哲学を他の学問分野から独立させるのは、他の人から妨害されることなく自分の目的を果たそうとする〈私〉と、（私の主張とかかわりなく）私の行為を指定しようとする者としてまず表象されるかぎりでの〈他の人〉との関係という、この契機である。この二つの契機を照らし合わせるならば、カントの法哲学は、「互いに何らかの行為へと規定する私と他のすべての人との関係の形式」を考察の対象とし、「その形式を規定するアプリアリな法原理を見いだす」営みであると整理することができるだろう。このような想定のもと、本論文は、カントにおける法哲学の基本的構想を描出する。

本論文の構成は以下のとおりである。

第I部「法と道徳」は、以下の四つの章から構成される。

まず、第1章「法と道徳の関係をめぐる諸問題の整理」では、カント法哲学にかんする有力な先行研究をとりあげ、その解釈の成否を検討し、本論文で扱う問題がどのようなものであるべきかを示した。従来の研究においては、超越論的観念論や意志の自由などのカントの哲学的諸前提から法哲学が独立しているとする「独立テーゼ」と、そのような諸前提に依存しているとする「連続テーゼ」が対立し、どちらも一定の支持を獲得してきた。本論文は基本的に連続テーゼに立つが、連続テーゼを擁護するためには、法と道徳を区別する要素を特定し、そのうえで、その区別を保ちながらお両者を連続的とみなしうる根拠を示さなくてはならない。この課題に対処するために、本論文が取り組むべき課題を、次の三つに定める。一つは、道徳哲学と法哲学とが連続的な関係にあるとして、定言命法から法のさまざまな法則や概念が「導出される」「展開される」というのは、正確にはどのような事態を指しているのか。二つ目に、「外的自由」（これは法的自由のことである）とはどのような自由なのか。三つ目に、法義務が外部的強制によって遂行されてよいなら、それは、義務を義務の意識から果たすことを求める『基礎づけ』での議論と両立しうるのか。そして、これら三つの問いに十全な解答を示すことを、第I部の課題とする。（第

一と第二の問いは第3章で、第三の問いは第4章で検討する)。

第2章「道徳法則と自由」では、法と道徳との関係を論じるための予備的研究として、カント道徳哲学の基本的枠組みを確認する。『基礎づけ』において、定言命法は、いくつかの法式において表示されている。本論文では、格率の普遍化可能性を命じる「普遍性の法式」、人格における人間性を単に手段としてではなく、同時に目的として扱うことを求める「目的の法式」、すべての理性的存在者の意志が普遍的に立法的な意志であるとする「自律の法式」をとくにとりあげて検討し、道徳法則のアプリオリ性と、純粹実践理性と意志との同一性を、カントの道徳思想の中核と位置づけた。カントのこのような道徳哲学の基本的な構想は、1797年の『人倫の形而上学』でも引き継がれている。『人倫の形而上学』で特徴的なのは、「選択意志」という欲求能力の規定に焦点が当てられていることである。「人倫の形而上学への序論」の説明によれば、意志は法則にかかわり、選択意志は格率にかかわる。意志が実践理性と同一視され、道徳法則の規定から外れることができない一方、人間はつねに道徳法則の規定に従って行為するわけではない。叡知的存在者としての人間／感性的存在者としての人間の差異として語られていたこの事態を、『人倫の形而上学』でカントは、意志／選択意志という区別にもとづいて語り直しており、「法論」ではとくに、複数の選択意志どうしの関係が考察の対象となっている。

以上の予備的な考察にもとづき、第3章と第4章では、カントにおける法哲学の位置づけを、法と道徳との関係を検討することによって明らかにする。

第3章「批判から人倫の形而上学へ」では、カント哲学での基本的思想である〈批判 Kritik〉と〈形而上学 Metaphysik〉の相違に着目し、法と道徳との関係を捉え直す。カント哲学における法と道徳の関係は、二項関係で捉えることはできず、むしろ三項関係で説明する方が適切である。すなわち、カントの実践哲学の体系は、まず〈批判〉に当たる〈道徳性 Moralität〉の領域と、それを通じて根拠づけられる〈人倫の形而上学〉に区分され、次に、この〈人倫の形而上学〉が〈法 Ethik〉と〈倫理 Recht〉の領域に、つまり法論と徳論に分けられている。この図式において、〈道徳性〉と〈法〉は基礎づけ関係にあるが、〈法〉と〈倫理〉は峻別される。法と倫理とのこの峻別は、〈私〉に対して〈他者〉が二重に——異なる人格としての私と他の人、純粹実践理性と傾向性——理解されることから生じている。それに対し、道徳性に依拠する法の特徴は、法論特有の自由＝自律概念に見いだされる。法論の最高原理である「法の普遍的原理」は、外的自由にかかわる格率の普遍化可能性を求めるものであり、その場合、立法主体は、「他の人の意志でもありうるような意志一般」と呼ばれる。『基礎づけ』で確立された、道徳法則や立法、意志の自由は、法の扱うことのできる範囲のうちで捉え直されており、他の人と相互的な規定関係を持ちながら自由であるためには、このような自由＝自律概念は不可欠である。

第4章「法と権利」では、法の特徴である強制の問題を考察し、そこからカントにおける権利

概念の内実を明らかにする。法論において、法的強制は、人に（いやいやながらも）義務を履行させる際の動機（「罰せられたくないから法に違反しない」）との関連で捉えられているわけではない。カントは法論の最高原理である「法の普遍的原理」を提示したすぐ後で、法的自由と強制権能との同一性のテーゼを提示する。ここで強制は、ある行為が合法か不法かにかんして他の人とのあいだで合意できなかったときでも、もし私の意見が正当であれば当該行為の履行（不履行）を他の人に強制することができる、という文脈で論じられている。これは、すべての人には他の人を義務づける権能が与えられており、その義務づけが時として強制として表象される、ということである。そして、この強制権能のことを、カントは「権利（Rechte）」と呼称するのである。カントは権利を、「私たち自身の人格における人間性の権利」と「生得的な権利」に区分して考察している。

以上が第Ⅰ部の構成である。第1章で提示した、カント哲学における法と道徳の連続性にかかわる三つの問いに対しては、第Ⅰ部の議論をつうじて、次のような解答を示すことができる。まず、定言命法から法の諸概念が「導出される」「展開される」というのは、意志の自由という観点から、法にかかわるさまざまな概念がアприオリなものとして提示されることを意味する。そして、「法の普遍的原理」は、自他関係のみにかかわる格率（「外的自由にかんする格率」）の普遍化可能性を要求する定言命法とみなすことができる。二つ目に、「外的自由（法的自由）」は、「他の人の強要的な選択意志からの独立」と「意志一般によるアприオリな法的立法」という二つの側面から理解されうる。三つ目に、強制権能として考えるかぎり、法と必然的に結びついている強制は、義務を義務からなすように命じるカント道徳哲学の思想と十分に両立する。

第Ⅰ部での解明にもとづき、第Ⅱ部「自由にもとづく法のアприオリな体系」では、「私法論」「公法論」での法的義務や権利の基礎づけがどのようなものであるかを検討する。

第Ⅱ部冒頭ではまず、問題の検討に先立って、実定法と公法の相違を確認する。カントの説明によれば、私法と公法は、アприオリな理性法と経験的な実定法（制定法）というかたちで区別されているのではなく、どちらも、哲学的な議論の内部においては理性法とされる。公法は、私人間の法的関係を扱う私法と対置されるもので、「公共体」のありかたを規定するアприオリな法である。

私法と公法がともにアприオリ性を有するのを確認したのち、第5章「私法」では、「外的な私のもの・あなたのもの」の演繹、すなわちその取得のために特別な法的な行為が必要とされる取得権一般——物権・債権・物権的債権——の基礎づけを検討する。この基礎づけをめぐるカントの記述は、錯綜していると古くから批判されてきた。従来解釈に抗して、本論文は以下のことを明らかにする。すなわち、「私法論」第二節で導入される「実践理性の法的要請」は、〈例外を正当化する許容法則〉ではなく〈外的対象を占有する権能を付与する原理〉である。そ

して、この法的要請のみでは「外的な私のもの・あなたのもの」は可能ではなく、この法的要請に、私法が経験的（身体による）占有ではなく叡知的（単に法による）占有のみにもとづくという解明が結びついていなければならない。経験的占有ではなく叡知的占有がはじめて私法一般を正当化するという、このカントの思想は、私法の経験論的な基礎づけを退けている。そのうえで、本論文は、外的対象の使用を、当の対象と主体との経験上の関係にもとづいてではなく、普遍的法則に従う万人の自由の両立という人格間の関係のみにもとづいて正当化するところに、カントによる私法の基礎づけの意義を見いだす。

第6章「公法」では、まずカントの公法の役割を、次のようなものと見定めた。すなわち、生得的であれ取得的であれ、人がさまざまな権利や自由をもつとしても、その権利や自由が侵害されないためには、全員が服する共通の規則について、それが特定の個人や集団の一方的な意志にもとづくのではなく、服従するすべての人や集団の意志（「すべての人の統合された意志」）にもとづいていることが必要である。そのことを保証するための制度（公共体）がどのような形式をもつのかを示すのが、カントにおける公法である。この想定のもと、まず、社会契約論がカント哲学の枠組みのうちでどのようなかたちで正当化されているかを考察し、それに引き続いて、国家法と国際法、世界市民法という三種類の公法をもつカント「公法論」の基本的構想を検討する。カントにおいて、自然状態から市民状態への移行および公法の必要性は、生命や財産の安全といった経験的な根拠からではなく、すべての人の普遍的法則に従う選択意志の自由の両立という、法のアприオリな概念から直接的に生じる。また、カントの場合、自然状態から市民状態への移行は、そのまま国家の設立を意味するわけではない。なぜなら、ある特定の国家を現実に設立したあとでも、その国家のあり方、他の国家との関係、あるいは自国の成員以外との関係において、自然状態の論理——一方的意志による規定——が残存しうるからである。カントは、国家の存在を正当化するために、その国家がどのように統治されなければならないかを示す国家法——国家は権力分立の制度を取らなければならない——以外に、その国家が対外的にどのようにふるまわなければならないかを示すため、国際法と世界市民法とを必要とした。以上の検討から理解されるのは、カントの公法論は、ある集団が公共体と認められるためのアприオリな条件を示すものであり、国家法・国際法・世界市民法という三つのカテゴリーをもちながらとくに「国家」に焦点をあてているということである。

第5章でみるように、法は、所有権や債権など、その個別領域においてはさまざまな形態をとりうるが、一貫して、私と他の人の関係のアприオリな形式（普遍的な諸法則に従う自由の両立）のみを扱っている。また、第6章の考察によれば、立法の主体が、特定の個人や集団ではない「すべての人の統合された意志」でなければ、各人の自由は侵害されることになる。このように考えるなら、私法と公法はそれぞれ、自由な立法主体としての私と他のすべての人の関係がどのよう

に規定されるべきかということと、自由な立法主体であるかぎりでの私と他のすべての人が、この関係をどのように規定すべきかという手続きについて論じていることになる。よって、自他関係と、自律としての自由という、カントの法を特徴づける二つの契機は、法を私法と公法という二つに分けて考える契機にもなっている。

ここまで見てきたように、本論文は、カントの法哲学が彼の哲学体系の一区分として位置づけられるにふさわしい一貫性を兼ね備えているかという先行研究上の問いを引き受け、カント哲学の体系全体における法哲学の位置づけを明らかにし、また、そのように位置づけられた法哲学がそれ自体としてどのような構想を保持しているかを明らかにした。

本論文の解釈がカント法哲学についての従来の研究の多くと異なっているのは、法と道德とを論じる際に、両者を二項関係でとらえるのではなく、〈道德性〉と〈法〉、〈倫理〉という三項関係でとらえる、という点である。このようにとらえることによって、法と道德が連続的でありながら同時に区分されるという複雑な関係は、次のようなかたちでシンプルに整理することができるようになった。すなわち、法と道德との連続性（本論文の場合は、〈法〉と〈道德性〉の連続性）を保証するのが、「自律としての自由」である。そして、法と道德の相違（本論文の場合は、〈法〉と〈倫理〉の相違）は、「私と、私以外の存在」についての二重の理解に由来しているのである。

カントの法哲学におけるこの二つの契機——自律としての自由と、自他関係——は、法の主体の性質と、法の対象を表しており、この観点抜きに、カントにおける法哲学の基本的構想を理解することはできない。法の領域においては、自分だけではなく、自分とは区別される他の人格もまた、自由な立法者である。カントにとっては、理性的存在者、そして自由な立法者としての〈他人〉が立ち現れてくる場として、倫理に還元することのできない固有の領域を構成するのが、法なのである。また、他人に対する倫理的義務は、「他人のものを勝手に使用してはならない」「他人を奴隷にしてはならない」「契約は守らなければならない」など、内容面で法義務と同一のものであっても、倫理的義務である以上は、その人々自身が立法者として私の行為を規定するという契機をもたないので、法義務の代わりにはなりえない。

倫理の領域から厳格に切り離されたうえで、すべての人を自由で平等な権利主体とみなす、カントの法哲学は、近代的な法思想の典型であるといえよう。カントの法哲学の独自性は、このような個別的人格のうちに同時に法における公共性の根拠を見いだすことにある。本論文の解釈によれば、「すべての人の統合された意志」は、法の領域における純粹実践理性であり、各人の個別意志とは別のものとして成立するのではない。カントは、法から個別的な意志規定にかんするあらゆる契機を取り去ることを通じて、法の領域における実践理性を、特定的人格に帰属するこ

とのない「意志一般」、そして、すべての人の「意志」として発見するに至る。そして、「すべての人の統合された意志」による立法に、すべての人の自由の両立可能性をおいたのである。

カント法哲学研究の今後の課題として、以下のことを指摘することができる。カント自身が『人倫の形而上学』冒頭で述べているように、「公法論」で示された諸制度の構想は、いずれもカントにとっての最終的な結論とみなしえない。主権国家を基盤とする近代的な政治制度がどの程度の有効性を保っているのかという問題は、現代の政治理論のなかでも活発に議論されている。それらの知見を摂取しながら、カントの公法概念に適合的な、新たな公法体系や政治制度を探求することが、カント法・政治哲学の研究における今後の重要な課題の一つとなる。その検討のなかでは、公法が三つのカテゴリーからなるといった基本的な思想ですら再考を求められるだろうし、本論文で検討した制度論だけでなく、言論の自由や公開性、投票についてのカントの見解を引き合いに出すことも重要である。

## Thesis Abstract

No. \_\_\_\_\_

Registration Number:	<input type="checkbox"/> "KOU" <input type="checkbox"/> "OTSU" No. *Office use only	Name:	Kyoko Ishida
Title of Thesis: 自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想 <i>Autonomy und Law: The Foundational Framework for Kant's Philosophy of Law</i>			
Summary of Thesis: The purpose of this thesis is to examine the foundational framework for Immanuel Kant's philosophy of law. Accordingly, this thesis has two objectives: (1) to elucidate how Kant's philosophy of law relates to his moral philosophy and (2) to analyze Kant's philosophical foundation of private and public law. Part I of the thesis discusses the relation between law and morality. Kant's philosophy of law had been long criticized for its apparent lack of originality and consistency within his other discussions on philosophy. Since the 1970s it has been gradually reexamined, and its significance is now widely endorsed. However, the connection between law and morality remains unanswered. This thesis focuses on Kant's characterization of critique as a preparatory work to metaphysics. In his moral philosophy, critique considers morality, and metaphysics considers law and ethics. This distinguishes morality from ethics, and, while law is distinct from and independent of ethics, it is dependent upon morality. What distinguishes law and ethics from each other in metaphysics is their object: the object of law is relevant to the issue of mutual determination of actions, whereas, in contrast, the object of ethics responds to conflicts between inclination and pure practical reason. Dependence on morality affects Kant's illustration of the subject of legal lawgiving. Understanding the concept of the "will in general, which could also be another's will" is significant in grasping Kant's thought regarding it. In addition, the concept of coercion is a feature of law which has led previous studies to deny such moral dependence. What Kant has in mind, though, is not physical or psychological means to force others, but authorization to coerce others. Kant identifies it as subjective right. Part II of this thesis examines Kant's foundation of duties and principles in accordance with the division of <i>the Metaphysics of Morals</i> : the doctrines of private law and public law. The thesis focuses on the "postulate of practical reason with regard to law." The meaning of the postulate for Kant's foundation of private law has been interpreted in many ways. This thesis shows that two different proofs by contradiction can be found in Kant's argument, and, without the clarification that private law has its ground merely in intelligible possession, private law is not possible. Kant's argument against any empirical foundation of private law indicates that only intersubjective relations are relevant to establish possession of external objects. Subsequently, this thesis investigates Kant's concept of public law as <i>a priori</i> law, not as positive law. His doctrine of public law is a social contract theory. Its originality lies in the "unconditional" duty to leave the state of nature, and categories of public law			



## Thesis Abstract

No. \_\_\_\_\_

(state law, international law, and cosmopolitan law), which imply the norms for a state in its political system and sets forth its attitudes towards other states and peoples.

This thesis indicates the importance of the insight into the idea of freedom as autonomy and the existence of others to comprehend Kant's philosophy of law. While the former is the factor to connect law and morality, the latter is the key to separate law from ethics. This insight enables us to see how Kant provides a firm basis for the possibility of coexistence of all free persons under universal laws and affects the division of the philosophy of law.